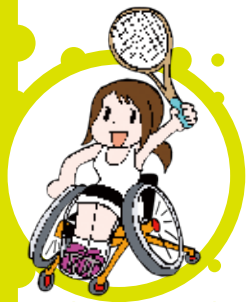


みんなで 支え合う ともに生きる 東京へ

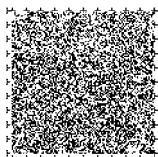


—障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例—



おたすけニャン

 東京都



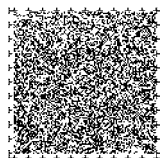
障害者差別解消法が
平成28年4月に施行されましたが
今なお障害者は日常生活や社会生活の中で
自立や社会参加が妨げられている状況があります。

こうした状況を踏まえ
東京都では平成30年10月、
「東京都障害者への理解促進及び
差別解消の推進に関する条例」を
施行しました。



社会の中に見受けられる障壁によって生じている差別

わたしたちの
まわりで
こんなことが
ありませんか？



● 病院で...



そちらの
Dと書かれた
診察室の前で
お待ちになって

掲示板に番号が
出たらお入り
ください



人が
たくさん
いるわね



娘は
人が多いと
息苦しく
なるので
ほかで待つて
よいですか
?

ごも、
ここを
離れられ
ると
順番が
きこも
わかりま
せん

いて
ください



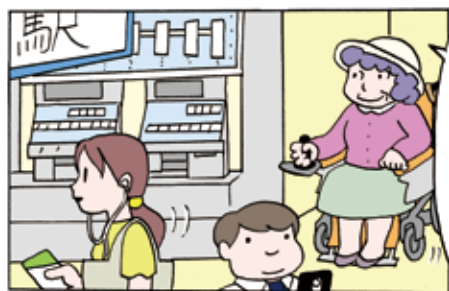
今日は
あきらめ
ましょう



●アパートやマンション探しで…



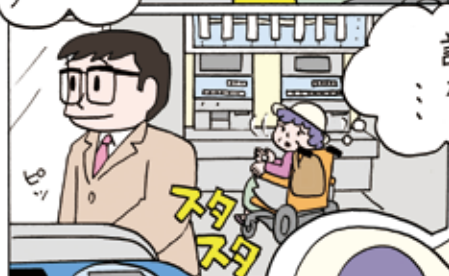
● 駅で…



さあ切符を買って
お家へ帰りましょう



あ、つかえて
届かないわ
どうしよう



誰か



● 路上で...



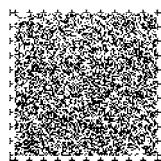
たぶんこの
のび



わからないわ



わたしじゃ
だめよ



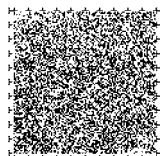
● スーパーのレジで...



誰もが共生する社会を目指して制定しました

東京都障害者への 理解促進及び 差別解消の推進に 関する条例

東京に暮らし、東京を訪れる
全ての人々が障害の有無により
分け隔てられることなく、お互
いに人格と個性を尊重し合い
ながら共生する社会の実現を
目指し、差別を解消していく仕
組みを定めたものです。



条例の対象となる
民間事業者とは、都内で
事業を行う者です。



障害者差別解消法と 都条例とのちがい

● 障害者差別解消法と都条例の比較

	障害者差別解消法		都条例
対象者	行政機関	民間事業者	行政機関・民間事業者
不当な差別的 取り扱い	×：してはいけない	×：してはいけない	×：してはいけない
合理的配慮の 提供	○：しなければ ならない	△：するように 努力する	○：しなければ ならない



法において、合理的配慮の提供は、民間事業者には努力するよう求められていましたが、しなければならぬ義務として決めました。これは、条例の大きな特徴の一つです。詳しくは12ページに記載があります。

障害のある人から必要な対応を求められたとき、代替手段を検討するなど、障害者・事業者の双方が対話による相互理解を通じて、対応することが重要です。



知っておきましょう

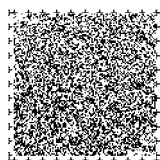
「社会的障壁と障害の社会モデル」

障害者が日常生活や社会生活の中で受ける制限は、心や体の機能の障害のみでなく、社会の中に見受けられる様々なバリア(障壁)によって生じているという「障害の社会モデル」の考え方に基づいて都条例を制定しました。

様々なバリア

例えば、聴覚障害のあるAさんが乗っていた電車が突然停まり、事故があったと伝えるアナウンスがありました。Aさんは、状況が理解できません。なぜでしょうか? 「障害の社会モデル」では、「Aさんの耳が聞こえないから」ではなく、「Aさんにも分かる形で情報が提供されていないから」と考え、電光掲示板等の設置等により社会のバリアを取り除くことを目指します。

事故のため運転を見合わせております



条例の3つの大きな特徴

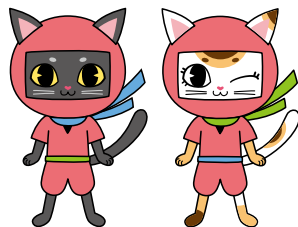
1

「合理的配慮の提供」を義務化しました

障害者から、手助けや必要な配慮について意思が伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で、様々なコミュニケーション手段により、それぞれの障害に応じて合理的な対応をする必要があります。

★障害のある人と接するための対話の手段

筆談、手話、点字、読み上げ、分かりやすい表現に置き換えるなど、その人の障害にあった方法で対話をする必要があります。その対話を通じ、相互理解に努めましょう。



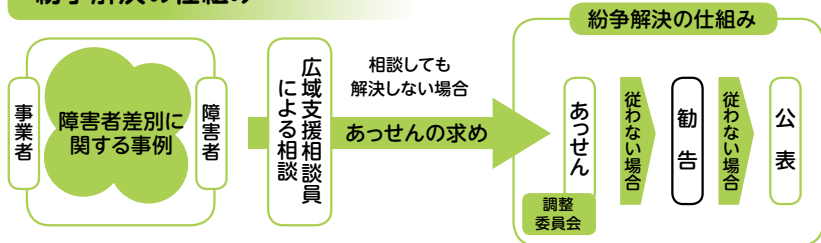
条例の3つの大きな特徴

2

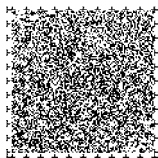
紛争解決の仕組みをつくりました

障害者差別に係る事案で、相談支援を行っても解決しないとき、新たに設置した調整委員会で、あっせん・勧告・公表を行えるようになります。

紛争解決の仕組み



- あっせんとは、話し合いにより解決を目指す手続きです。
- あっせんを行っても解決しないとき、勧告により東京都が事業者に対して必要な対応を求めます。
- 勧告を行っても事業者が従わないときなど、特に悪質な場合そのことを公表することができます。



条例の3つの大きな特徴

3

広域支援相談員を設置しました

障害者や関係者からだけでなく民間事業者からの相談にも応じる広域支援相談員を設置して、障害者差別に関する相談を専門に受け付けます。

東京都障害者権利擁護センター(広域支援相談員)

- TEL : 03-5320-4223(平日午前9時～午後5時)
- FAX : 03-5388-1413
- メールアドレス : syougaisyakenriyougo@section.metro.tokyo.jp

障害を理由とする差別に関する相談窓口 ホームページ

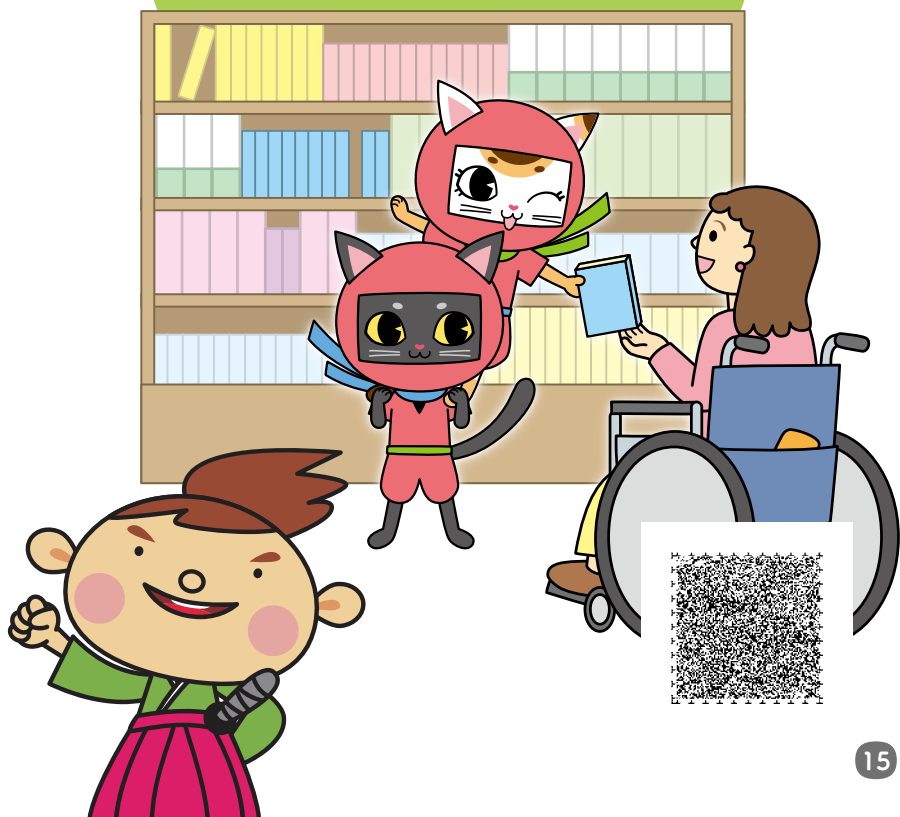
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shougai/sodan/syougaisyakenri.html>

※お住まいの区市町村窓口の相談先にもご相談していただけます。



障害の特性に応じて異なる手段や方法を選択

そのとき
わたしたちにできる
合理的配慮の提供



● 病院で...



ヘルプマークをつけた患者さんだらけ

今日も混んでますね

なにかおこまりですか？



じつは人がみがか... 苦手ですくるしい

今あいている個室へどうぞ スタッフがお呼びします 付き添いの方もどうぞ



順番を抜かされた？ あの方たちにも待ってもらって いるんです よ！



安心して お待ち ください



● アパートやマンションを

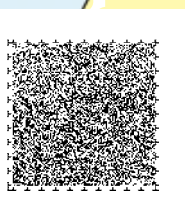
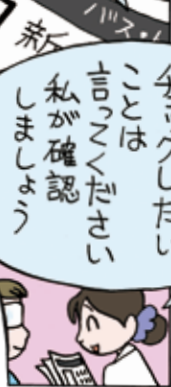
探しているとき...



どう
ですか?
もっと拡大
しましょう
か?



さっそく
下見され
ますか?
チェックしたい
ことは
言ってください
私が確認
しましょう



● 駅を利用していきるとき...



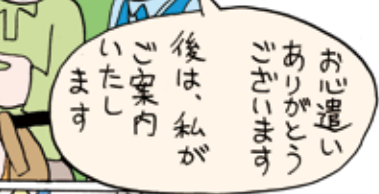
お手伝い
しまし
しょうか
？



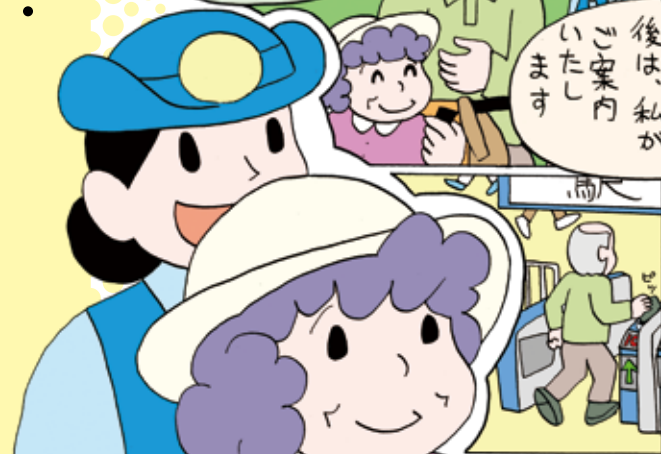
どちら
まど？
片道で？



駅員
さんだ
よかったです
ごは
つげ
お気を



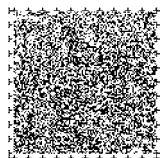
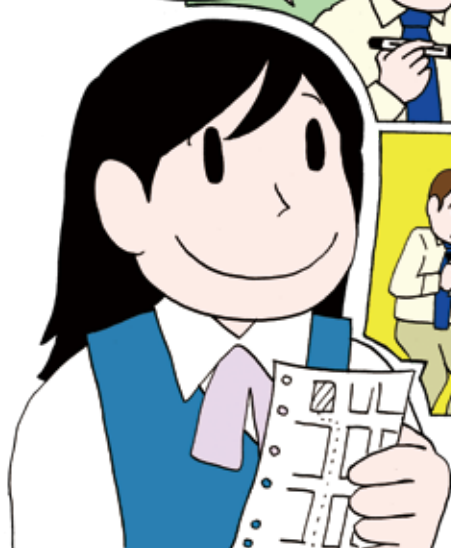
お心遣い
ありがとうございます
ごさいませ
後は、私が
ご案内
いたします



● 道で迷ってしまう人々...



今、ここに
紙に書きます。
しゅうね



● スーパーのレジで…



ポイント
カードを
更新
されます
か？

用紙に書く
必要事項は
住所・名前・
連絡先
ですが…何か
分かるもの
と何か…



ヘルプ
カード？

裏に連絡先が
書いてあるわ！
お店の者から
お電話させて
いただきます
ね



ご家族の
了承を得て、
代筆もして、
書類が
ととのったわ



「ヘルプマーク」

援助が必要な方の
ためのマーク



援助や配慮の必要なことが
外見からわからない方のための
マークです。身に付けている
方を見かけたら席をゆずるなど、
思いやりのある行動をお願いします。

「ヘルプカード」

困ったときに
手助けを求める
ためのカード

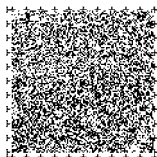
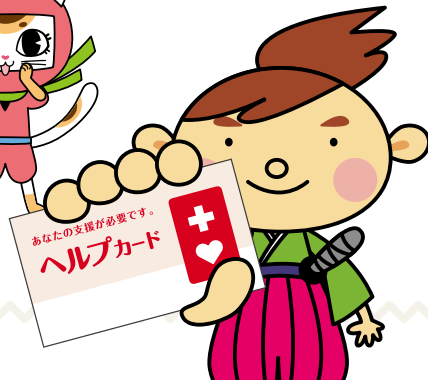


障害のある方などが、災害時
や日常生活の中で困ったとき、
周囲の人に手助けを求めるための
カードで、連絡先や手助けして
ほしいことなどが書いてあります。
記載内容に沿った支援をお願いします。

お問い合わせ先：東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課

電話：03-5321-1111(内線33-241)

FAX：03-5388-1413



共生社会実現に向けた 東京都の取組

- 障害者差別解消について、もっと理解を深めたいときに

障害者差別解消法ハンドブック

～みんなで支え合い、つながる社会をめざして～

(平成30年10月改定版)

- 合理的配慮の具体例を場面別に掲載しています

障害者差別解消法合理的配慮等の好事例集

(様々な場面における相談事例から)

障害者差別解消に向けた普及啓発については、
こちらをご覧ください。



http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shougai/shougai_shisaku/sabetsukaisho_yougo/sabekaikeihatsu.html

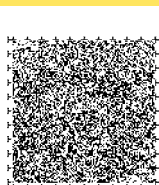
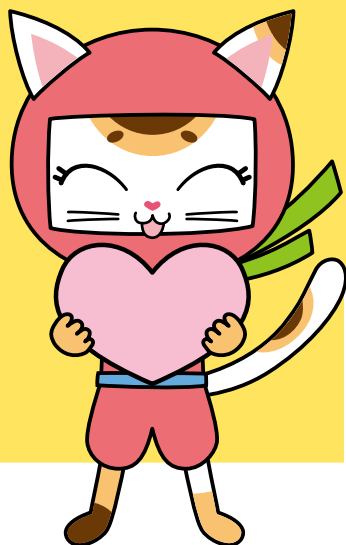
障害者理解促進のための東京都特設HP(ハートシティ東京)

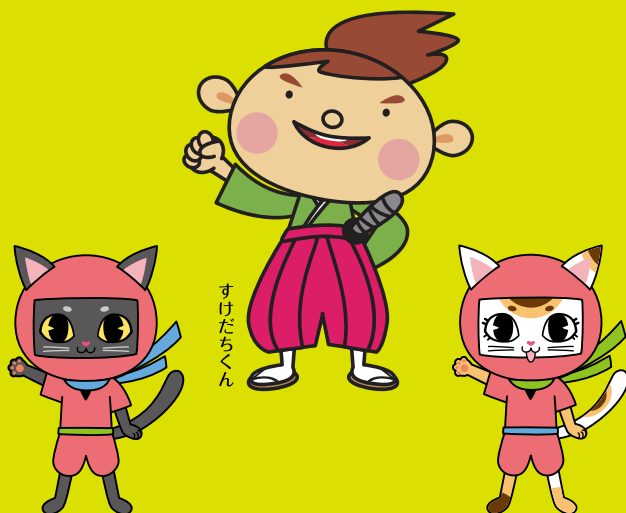
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/tokyoheart/>



みんなで支え合う、 ともに生きる東京へ

障害者に対する差別をなくしていくためには
一人ひとりが障害のある人のことを
「知らない・分からない」とせず、
理解することが大切です。
全ての人々が障害の有無にかかわらず、
支え合う共生社会を実現するため、
具体的に行動していきましょう。





お問い合わせ先

東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話：03-5320-4559(ダイヤルイン) FAX：03-5388-1413

.....

平成30年11月発行

発行：東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課

編集・デザイン：株式会社ドゥ・アーバン

印刷：株式会社モモデザイン

印刷物規格表 第1類

印刷番号 (30) 212

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

R70

全国100ヶ所以上の印刷施設で使用しています